

オーベルジュ「Albergo Cure」（以下、当オーベルジュ）は複合型宿泊施設「Foresta 鳳来」において、宿泊サービスを提供する施設であり、客室としてコテージを提供するものである。以下に当オーベルジュの宿泊約款を示します。

宿泊約款

（適用範囲）

第1条 当オーベルジュが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当オーベルジュが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申込み）

第2条 当オーベルジュに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当オーベルジュに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1による。）
 - (4) 連絡先
 - (5) その他当オーベルジュが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項(2)の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当オーベルジュは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

第3条 宿泊契約は、当オーベルジュが前条の申し込みを承諾したとき、又は、その旨の電子メールが宿泊客の指定するメールアドレスを管理するサーバーに到達した時に成立するものとします。ただし、当オーベルジュが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当オーベルジュが定める申込金を、当オーベルジュが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第19条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第13条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当オーベルジュが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当オーベルジュがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
5. 当オーベルジュが公式Webページに誤った宿泊料金を提示し、当該宿泊料金に基づき宿泊契約の申込みをされ、当オーベルジュが承諾した場合であって、当該料金とその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただき、速やかにその旨の通知を差し上げます。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当オーベルジュは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当オーベルジュが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当オーベルジュは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
- (3) 保護者の許可のない未成年のみが宿泊するとき
- (4) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (5) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (8) 宿泊の申し込みをした者が、予約した部屋につき経済的利益を図る目的を秘して申し込みをしたとき
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (10) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (11) 宿泊客が当オーベルジュの本約款の規定を遵守しないとき、キャンセル規定・支払規定に応じられないとき
- (12) 愛知県、又は新城市の条例で、特に定める事由があるとき

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当オーベルジュに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当オーベルジュは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当オーベルジュが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当オーベルジュが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当オーベルジュが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当オーベルジュは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当オーベルジュの契約解除権)

第7条 当オーベルジュは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が泥酔等で放歌高吟、客室への立入り等、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあると認められたときや、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - (7) 当オーベルジュならびに「Foresta 鳳来」が指定する喫煙所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当オーベルジュが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき
 - (8) 宿泊客が当オーベルジュのキャンセル規定・支払規定に応じられないとき
 - (9) 愛知県、又は新城市の条例で、特に定める事由があるとき
 - (10) 宿泊契約成立後に第5条(3)(8)に定める事由が判明したとき
 - (11) 宿泊客がこの約款、第10条に定める当オーベルジュの利用規則、及び第11条に定める禁止事項を行ったとき、その他別途定める約款等に違反したとき
2. 当オーベルジュが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したとき、前項第6号以外の事由による場合には別表第2を基準とし、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金相当額の違約金を申し受けることがあります。この場合、第19条に基づく請求を妨げられるものではありません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当オーベルジュのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別（未申告可）、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他、当オーベルジュが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当オーベルジュの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当オーベルジュは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過3時間までは、室料金の3分の1
 - (2) 超過6時間までは、室料金の2分の1
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の全額

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当オーベルジュ内において、この約款に従って当オーベルジュが定めて、当オーベルジュの公式 Web ページ、及び当オーベルジュ内に掲示・展示あるいは備え付けした利用規則等に従っていただきます。

(禁止行為)

第11条 宿泊客は、自ら又は第三者を利用して、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当オーベルジュの利用にあたり、虚偽の情報を登録又は提供する行為
- (2) クレジットカード等の決済手段を不正利用して当オーベルジュを利用する行為
- (3) 第三者の個人情報等を不正に取得、又は不正に使用する行為
- (4) 当オーベルジュの許可なく営業を目的として当オーベルジュを利用する行為
- (5) 大量に宿泊予約を行いキャンセルする行為、又はそれに類似する行為
- (6) 正当な理由なく宿泊予約とその取消しを繰り返す行為、又はそれに類似する行為
- (7) 当オーベルジュ、又は「Foresta 鳳来」、「Cure Cafe」、「Cucina Italiana Cure」、「樽建築設計室」、「共伸木材工業株式会社」になりすます行為、又はそれらの行為であると誤解を招く行為
- (8) システムその他のコンピューターに不正にアクセスする行為、又はそれに類似する行為
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為、又はそれに類似する行為
- (10) 宿泊施設内の備品の撤去、汚損、破壊する行為、又はそれに類似する行為
- (11) 当オーベルジュ、又は当オーベルジュのスタッフに対する社会通念上許容される範囲を超えた要求、誹謗、中傷、威嚇、ならびに炎上を目的とした SNS への投稿等の嫌がらせ等により、当オーベルジュの運営の妨害又は当オーベルジュの信用及びブランドを毀損する行為、又はそれらに類似する行為
- (12) 当オーベルジュ、もしくは当オーベルジュのスタッフに対する暴力、脅迫、恐喝等の威圧的な不当要求行為
- (13) 他の宿泊者その他第三者、当オーベルジュに迷惑、損害もしくは不利益を与える行為、又はそれらのおそれがある行為
- (14) 他の宿泊者その他第三者、当オーベルジュの著作権、商標権その他の知的財産権、プライバシー、人格権その他の権利を侵害する行為、又はそれらのおそれがある行為
- (15) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、法令に違反する行為、又はそれらのおそれがある行為
- (16) 暴力団等の勢力誇示、又はそれらを援助・助長する行為
- (17) 本約款等のその他の条項に違反する行為
- (18) その他施設利用規則等の定めに違反する行為
- (19) その他当オーベルジュが不適切であると判断する行為

(営業時間)

第12条 当オーベルジュならびに「Foresta 鳳来」の主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他詳細情報は、公式 Web ページ、備え付けパンフレット、各所の掲示等でご案内いたします。

- (1) フロントサービス時間:
 - イ コテージ門限 無し
 - ロ フロントサービス 07:00~21:00
- (2) 飲食等(施設)サービス時間:
 - イ Cure Cafe 11:30~16:00 (L.O. 15:30)

ロ Cucina Italiana CURE 18:00～23:00（最終入店 20:00 まで）

(3) 附帯サービス施設時間:

イ 構建築設計室 要電話予約（営業日時不定期）

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第13条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国政府が定める指定通貨又は当オーベルジュが認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当オーベルジュが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当オーベルジュが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当オーベルジュの責任)

第14条 当オーベルジュは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当オーベルジュの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当オーベルジュは消防機関から適マークを受領しており、消防法に基づく防火対象物点検を定期的に行っておりますが、万一の火災等に対処するため、企業総合補償保険、及び事業活動総合保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第15条 当オーベルジュは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当オーベルジュは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当オーベルジュの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第16条 当オーベルジュ及び「Foresta 鳳来」は原則として、フロントにおいて現金ならびに貴重品の受託サービスを行いません。また、当オーベルジュ及び「Foresta 鳳来」ではクロークを設置していないため、宿泊客がお持ち込みになった物品、又は現金ならびに貴重品を預かることはいたしません。宿泊客が、当オーベルジュ内及び「Foresta 鳳来」敷地内にお持ち込みになった物品、又は現金ならびに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、同条2項に示す場合を除き、当オーベルジュは一切の責を負いません。

2. 宿泊客が、当オーベルジュ内及び「Foresta 鳳来」敷地内にお持ち込みになった物品、又は現金ならびに貴重品であって、当オーベルジュの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当オーベルジュは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当オーベルジュに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円若しくは企業総合補償保険、ならびに事業活動総合保険を限度として当オーベルジュはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第17条 当オーベルジュでは宿泊中、宿泊の前後に関わらず、宿泊客の荷物を一切お預かりしません。宿泊客が当オーベルジュへ発送、もしくは何らかの手段で当オーベルジュへ届けた荷物の受け取り、及び宿泊客の荷物の発送の手配、代行もいたしません。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当オーベルジュに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当オーベルジュは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間を限度として保管し、その後最寄りの警察署に届けます。また、消耗品、飲食物その他衛生環境を損なうもの、ならびに新聞、雑誌、ビニール製傘その他日常生活品等であって、所有権を放棄したと認められるものについては翌日に処分します。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当オーベルジュの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第18条 宿泊客が当オーベルジュの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当オーベルジュは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当オーベルジュの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第19条 宿泊客によるこの約款、もしくは第10条に定める利用規則に違反する行為及びその他宿泊客の責に帰すべき事由により、当オーベルジュならびに「Foresta 鳳来」が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、当該宿泊客に、当オーベルジュならびに「Foresta 鳳来」が被った損害を賠償していただきます。

(裁判管轄及び準拠法)

第20条 本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、もっぱら当オーベルジュの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

(言語)

第21条 本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本語版と英語版との間に不一致又は相違があるときは、すべて日本語版の記載を正とします。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第13条第1項関係）

宿泊客が支払うべき額	料金分類	内訳
	宿泊料金	①基本宿泊料 ②サービス料（①×10%） ③消費税
	追加料金	④飲食料及びその他の利用料金 ⑤サービス料（④×10%） ⑥消費税

備考

1. 宿泊料金は公式 Web ページに掲載する料金表によります。
2. 上記の消費税は、税法ならびに条例が改定された場合には、その改定された規定によるものとします。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約申込人数		契約解除の通知を受けた日					
		不泊	当日	前日	3日前	9日前	20日前
一般	1～5名	100%	100%	80%	50%	-	-
	6～14名	100%	100%	80%	50%	20%	-
団体	15名以上	100%	100%	80%	50%	40%	20%

備考

1. 違約金は、宿泊客から契約解除の通知を受けたその日から起算します。
2. %は、別表第1に示す宿泊料金に対する違約金の比率です。但し、夕食や朝食付等の宿泊パッケージは、その公示額（以下、パッケージ料金とする）を違約金として収受します。
3. 同一の宿泊客が連続して宿泊する契約においては、該当する全ての日の分についての違約金を収受します。
4. 契約の解除があった場合、契約を解除された人数分の宿泊料金を基に算出した額の違約金を収受します。
5. その他、当オーベルジュが企画する宿泊パッケージにおいて、前述の規定とは異なる違約金を定めることがあります。